

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人 山梨県木材協会

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人山梨県木材協会（以下「山木協」という。）が平成27年4月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は、原則として山梨県産材認証センターが認定した山梨県産材・合法木材取扱事業者を対象とする。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 認定を受けようとする事業者は、【様式1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）を、山木協へ提出しなければならない。【別表】で定める「認定手数料」、「維持管理費」については、事業者認定申請書提出と同時に納入するものとする。
- 2 認定されなかった場合は、前項の「認定手数料」及び「維持管理費」は全額返納する。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 山木協は、認定のため代表理事が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された事業者認定申請書の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 山木協は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定条件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木質バイオマスをそれぞれ分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木質バイオマスがそれぞれ混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 山木協は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」【様式2】を交付するとともに、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を山木協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【様式3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【様式4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、山木協へ報告するものとする。
- 2 山木協は、認定事業者からの報告をとりまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

山木協は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、山木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど山木協に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 山木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を山木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 第九に定める立入検査を拒否したとき。
 - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき。
- 2 山木協は、認定を取り消したときは、【様式5】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する認定事業者は、認定の有効期間が終了する30日前までに、【様式6】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」（以下「事業者認定申請書（継続）」という。）を山木協に提出しなければならない。【別表】で定める「認定更新手数料」及び「維持管理費」については、事業者認定申請書（継続）提出と同時に納入するものとする。
- 2 前項の認定更新手数料及び維持管理費は認定されなかった場合、返納する。

附 則 本実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

【別表】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の経費

1. 会員

認定手数料	書類審査のみ	30,000円
	現地審査が必要な場合	実費
認定更新手数料	書類審査のみ	30,000円
	現地審査が必要な場合	実費
維持管理費	年 額	20,000円

2. 会員以外

認定手数料	書類審査のみ	100,000円
	現地審査が必要な場合	実費
認定更新手数料	書類審査のみ	100,000円
	現地審査が必要な場合	実費
維持管理費	年 額	20,000円

(注) 実費とは、現地調査に要する日当、旅費等をいい、山木協の定めるところによる。